

事 務 連 絡
令和5年5月31日

各都道府県・市区町村 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局総務課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省医政局歯科保健課
こども家庭庁成育局母子保健課

健康管理システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（周知）

平素より、厚生労働行政の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「法」という。）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化については、法第5条第1項の規定に基づく「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）において、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととしています。

については、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組を国と地方公共団体が一体となって推進するため、デジタル庁及び総務省から、各都道府県・指定都市担当に対し、別紙のとおり通知が発出されたところです。

今後、健康管理システムの統一・標準化の取組を一層推進するため、貴職におかれては、別紙の内容について御協力くださいますようお願いいたします。また、貴都道府県におかれては、貴管内市区町村のフォローアップをしていただきますようお願いいたします。

厚生労働省健康局総務課企画法令係
メール：kenko_mynumber@mhlw.go.jp